

# 障がい者のための職業訓練 インターンシップコース受講者募集

**就職**を希望する事業所内において、その仕事に必要な『知識』や『技能』を身につけ、採用を目指したい障がい者の方を**募集**します。

訓練期間中は、山形職業能力開発専門校、公共職業安定所（ハローワーク）、事業所及び障がい者支援機関などがチームを作り、受講者のスキル習得をサポートします。

【訓練コード：4Z02】

|      |   |
|------|---|
| 事業所名 | 株式会社ヤマザワ薬品<br>住所：〒990-0025 山形市あこや町3-9-3   |
| 訓練会場 | 内陸のドラッグストア各店（店舗応相談）<br>相談の上で調整します。<br>本校（電話023-644-9227）にお問い合わせください。                          |
| 訓練内容 | 商品の陳列・整理、レジ、接客応対、電話応対、清掃<br>※訓練会場の様子は、下欄の「写真」をご覧ください。<br>※詳しくは、本校（電話023-644-9227）にお問い合わせください。 |
| 訓練時間 | 基本時間 午前9時～午後5時 休憩60分（4～6時間） ※相談に応じます。   |

店舗外観イメージ



店舗内イメージ

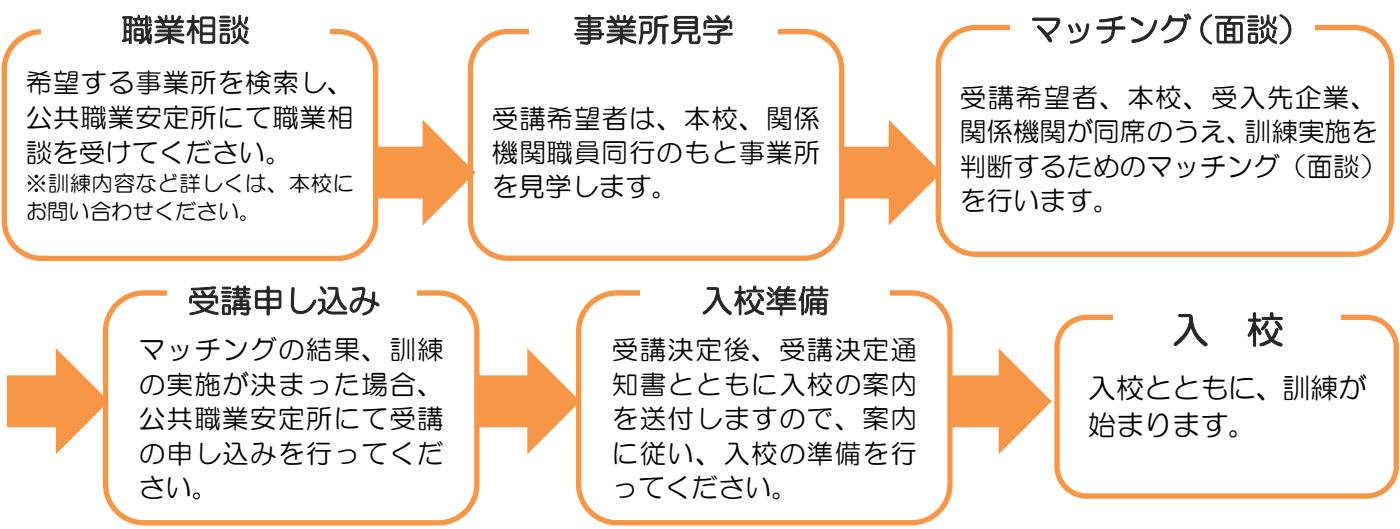
山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課  
〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1  
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850  
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

お問合せ先



|        |   |
|--------|---|
| 訓練期間   | 1か月～4か月（1か月あたり60時間以上） ※相談のうえ設定します。  |
| 訓練開始時期 | 受講希望者及び事業所と相談のうえ決定します。  |
| 受講対象者  | 公共職業安定所に求職の申し込みをしている障がいのある方で、希望する事業所での就労に必要な技能、知識を習得して就職を目指し、公共職業安定所長のあっせん（受講指示、受講推薦又は支援指示）を受けた方                |
| 受講料    | 受講料は <b>無料</b> です。<br>ただし、職業訓練生総合保険料（1か月1,900円）、訓練会場までの交通費、昼食代等の費用は自己負担となります。<br>※訓練ですので期間中は、受講者への給与の支払いはありません。 |
| 申込方法   | 求職の申し込みをしている公共職業安定所で職業相談のうえ、お申込みください。   |

## インターンシップコースの流れ ～受講申込から訓練開始まで～



### ◆ 留意事項 ◆

- 1 障害によっては、事業所にて訓練できない不可能な場合もあります。公共職業安定所での職業相談、本校への問い合わせ及び事業所見学等により確認ください。
- 2 訓練の実施にあたっては、事業所の登録が必要となりますので、登録していない事業所での訓練を希望する場合は、問い合わせ等しますので、本校までご連絡ください。
- 3 県の予算上限等を上回る場合は、訓練を実施できない場合がありますので、予めご承知ください。
- 4 年度をまたぐ訓練は実施できませんのでご了承ください。
- 5 その他、ご不明な点は本校（電話023-644-9227）までお問い合わせください。

|            |           |                  |                  |
|------------|-----------|------------------|------------------|
| 山形公共職業安定所  | 〒990-0813 | 山形市桜町 2-6-13     | TEL 023-684-1521 |
| 米沢公共職業安定所  | 〒992-0012 | 米沢市金池 3-1-39     | TEL 0238-22-8155 |
| 新庄公共職業安定所  | 〒996-0011 | 新庄市東谷地田町 6-4     | TEL 0233-22-8609 |
| 長井公共職業安定所  | 〒993-0051 | 長井市幸町 15-5       | TEL 0238-84-8609 |
| 村山公共職業安定所  | 〒995-0034 | 村山市榎岡五日町 14-30   | TEL 0237-55-8609 |
| 寒河江公共職業安定所 | 〒991-8505 | 寒河江市大字西根字石川西 340 | TEL 0237-86-4221 |

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。  
 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。  
 訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。